

## 建設工事における入札金額の内訳書の提出について

平成 27 年 3 月  
笠間市総務部財政課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から、全ての工事の入札に際し、入札金額の内訳書の提出が必要となります。

これまで笠間市においては、予定価格が 1000 万円以上の一般競争入札において内訳書の提出としていましたが、上記法律の施行に伴い平成 27 年度より指名競争入札を含め全ての工事（随意契約は除く）について入札書と併せて内訳書を提出していただくこととなります。（1 回目の入札に際し、内訳書を提出していただきますが、2 回目以降は提出を求めません。）

なお、内訳書の提出がない場合や入札金額と内訳書の合計が一致しない場合は入札書は無効となりますので、ご注意ください。

○入札金額の内訳書の例（指名競争入札の場合）

A4 サイズ

## 工 事 費 内 訳 書

住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

工事名	〇〇〇工事
工事場所	〇〇市〇〇地内

工種等		金 額(円)
	土工	
	法面工	
	擁壁工	
	雑工	
直接工事費		
共通仮設費		
現場管理費		
一般管理費		
工事価格		

### ※注意

工事費内訳書に、「値引き」などの経費の積算根拠が不明確となる項目は記載しないこと。  
ただし、一万円未満の金額を「端数処理」として切り捨てる場合はこの限りではない。